



第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

※第2部は、原則として平成28年度における文部科学行政の動きについての記述になっていますが、一部平成29年6月頃までの動き及び統計資料に基づく記述になっています。

第1章

教育再生の着実な実現

総論

現在、安倍内閣においては、「経済再生」と並んで「教育再生」が重要課題とされています。官邸に設置された教育再生実行会議では、これまでに十次にわたる提言が出されました。また、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会では、教育の振興に関する重要事項が審議され、答申等が行われています。文部科学省ではこれらの提言や議論を踏まえるとともに、教育基本法の理念の下、第2期教育振興基本計画に基づき、教育再生のための施策を実行に移すことにより、世界トップレベルの学力と規範意識を備えた人材を育成していきます。

本章では、まず第1節で、教育再生をめぐる議論の現状について、中央教育審議会と教育再生実行会議の検討状況を紹介します。続いて、第2節では、現行の第2期教育振興基本計画と、平成30年度からの5年間を対象とする第3期教育振興基本計画の策定に向けた検討状況について紹介します。最後に、第3節では教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、国立教育政策研究所の活動について紹介します。

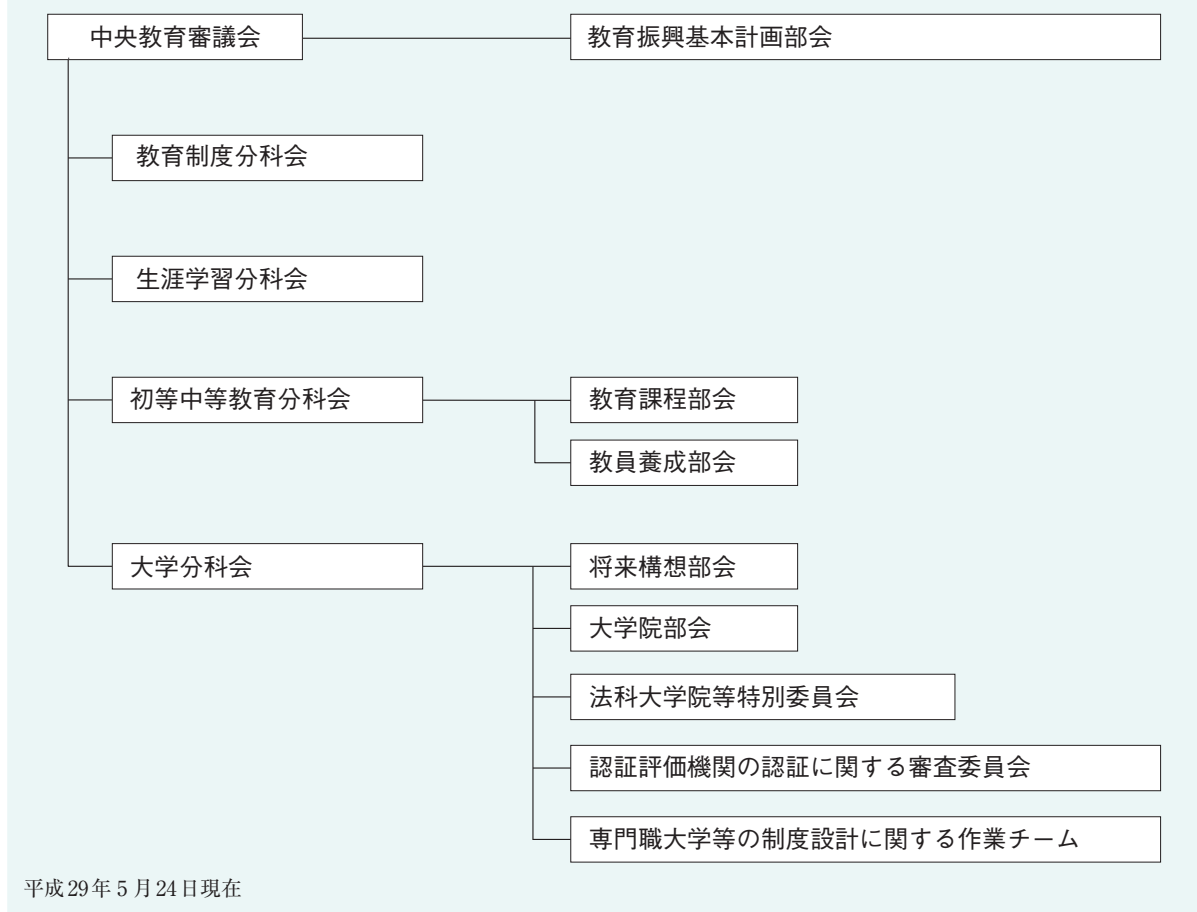
第1節 教育政策をめぐる動き

1 中央教育審議会

(1) 中央教育審議会について

中央教育審議会は、文部科学大臣の諮問に応じ、教育の振興、生涯学習の推進などに関する重要事項を調査審議する機関であり、教育改革の推進に当たって重要な役割を果たしています（[図表2-1-1](#)）。

図表 2-1-1 第9期中央教育審議会機構図



(2) 最近の主な答申

①個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について

平成27年4月の諮問を受け、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会及び学習成果活用部会において審議が行われ、28年5月30日に「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」が取りまとめられました。

この答申の第一部では、実践的な職業教育に最適化した高等教育機関を大学体系に位置付け、新たに創設することが提言されました。新たな機関については、技能と学問の双方の教育を行うことを明確にしつつ、技能の教育に強みを持った機関とする方向性が示されており、①理論と実践の架橋による職業教育の充実、②産業界の人材需要を反映した実践的な教育の実施、③社会人の学び直しへの対応、④高等教育機関としての質保証と実践的な職業教育に相応しい教育条件の整備等の観点から、制度設計について提言されています。

また第二部では、一人一人の生涯を通じた学習の成果の適切な評価・活用のための環境整備について提言されました。具体的には、検定試験について、評価の仕組みの確立や情報公開の促進による質の保証・社会的活用の促進について提言されています。また、学習成果を活用し新たな学習機会や様々な活動に結び付けるための、ICTを活用した生涯学習に関する基盤の構想について提言されています。

②幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について

平成26年11月の諮問を受け、初等中等教育分科会の下に設置された教育課程部会、教育

課程部会の下に設置された教育課程企画特別部会において、学習指導要領改訂の基本的な方向性について審議が行われ、28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が取りまとめられました。

この答申では、今後、子供たちが、複雑で予測困難な時代を前向きに受け止め、社会や人生をより豊かなものにすることができるようになることを目指して、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を理念としています。この理念の実現のため、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」を一体として検討し、以下のような改善の視点が提言されました。

- ①学習指導要領等の枠組みの見直し
- ②教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現
- ③「主体的・対話的で深い学び」の実現（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善）
- ③第2次学校安全の推進に関する計画の策定について

平成28年4月の諮問を受け、初等中等教育分科会学校安全部会において審議が行われ、29年2月3日に「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について（答申）」が取りまとめられました。

答申では、今後の学校安全の目指すべき姿を明示するとともに、これを実現するため、①学校安全に関する組織的取組の推進、②安全に関する教育の充実方策、③学校の施設及び設備の整備充実、④学校安全に関するPDCAサイクル（事故防止に係る調査・検証、改善サイクル）の確立を通じた事故等の防止、⑤家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進について、施策目標とともに、具体的方策について提言されました。

（3）第9期中央教育審議会

平成29年2月15日、第9期中央教育審議会委員30人が任命され、新しい審議体制が発足しています。第9期においては、以下の事項等について審議を行います。

①第3期教育振興基本計画の策定について

文部科学省では、「教育基本法」に基づき、政府の教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」を策定しています。

平成28年度は、現行の「第2期教育振興基本計画」（計画期間：25年度から29年度）の4年目に当たりました。28年4月18日に開催された中央教育審議会総会において、「第3期教育振興基本計画の策定について」諮問が行われ、「第3期教育振興基本計画」（30年度から34年度）の検討が開始されました。審議は教育振興基本計画部会において行われ、29年1月には、今後の教育政策に関する五つの基本的な方針を示した「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」が取りまとめられました。

引き続き、「第3期教育振興基本計画」の策定に向けて検討が進められています。

②我が国の高等教育の将来構想について

平成29年3月6日に開催された中央教育審議会総会において、「我が国の高等教育の将来構想について」諮問が行われました。諮問では、「第4次産業革命」の進展や、本格的な人口減少社会の到来など経済社会の大きな変化の中で、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるよう、おおむね2040（平成52）年頃の社会を見据えて、これからの時代の高等教育の将来構想について、「各機関の機能強化に向け早急に取り組むべき方策」、「学修の質の向上に向けた制度等の在り方」、「今後の高等教育全体の規模も視野に入れた、

地域における質の高い高等教育機会の確保の在り方」, 「改革を支える支援方策の在り方」などの事項を中心に, 総合的な検討を要請しています。

2 教育再生実行会議

(1) 教育再生実行会議について

教育再生実行会議は, 21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けて教育改革を推進するため, 平成25年1月から内閣総理大臣が開催しているものです。同会議では, 28年5月までに九次にわたる提言を行いました。これらの提言を受け, 既にいじめ防止, 教育委員会改革, 大学ガバナンス改革及び教育研究力の強化, 義務教育学校の制度化, 教師の養成・採用・研修の一体改革等について法改正等がなされるなど, 様々な施策が実施に移され, あるいは具体化に向けた検討が進められています。このように, 教育再生実行会議は, 教育改革の牽引力として大きな役割を果たしています (図表 2-1-2)。

図表 2-1-2 教育再生実行会議の提言と取組

教育再生実行会議の提言と取組	
<p>○ 教育再生実行会議は, 平成25年1月「内閣の最重要課題の一つとして教育再生を推進する」ために開催することとされた (閣議決定)。</p> <p>○ 平成28年5月までに九次にわたる提言を取りまとめ, 安倍内閣の教育再生を牽引する役割を果たしてきている。</p>	
<p>第一次提言 いじめの問題等への対応について (平成25年2月26日)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ対策のための法律の制定 道徳の教科化, 道徳教材の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月21日成立, 平成25年9月28日施行) 道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布(「心のノート」の全面改訂)(平成26年度から使用開始)。 「道徳の時間」を「特別の教科道徳」(小・中学校で週1単位時間)として新たに位置付ける 学習指導要領の一部改正 (平成27年3月27日改正。小学校は平成30年度, 中学校は平成31年度から全面实施。(平成27年度から先行実施が可能。))。
<p>第二次提言 教育委員会制度等の在り方について (平成25年4月15日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方教育行政の権限と責任の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(教育委員会制度改革) (平成26年6月13日成立, 平成27年4月1日施行)。
<p>第三次提言 これからの大学教育等の在り方について (平成25年5月28日)</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル化に対応した教育環境づくり イノベーション創出のための教育・研究環境づくり 学生を鍛え上げ社会に送り出す 教育機能を強化 社会人の 学び直し機能 を強化 大学のガバナンス改革 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校3年からグローバル化に対応した英語教育を行う英語教育改革実施計画の公表 (平成25年12月13日)。小学校外国語教育の早期化・教科化, 中・高等学校における更なる充実等について, 中教審「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月)に記載。 スーパーグローバルハイスクール事業開始 (平成26年度~)。 平成26年度以降, 政府の予算に反映 (官と民が協力した海外留学支援制度の創設, スーパーグローバル大学創成支援等)。 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(大学のガバナンス改革) (平成26年6月20日成立, 平成27年4月1日施行)。 「国立大学法人法の一部を改正する法律」(指定国立大学法人制度の創設) (平成28年5月12日成立, 平成29年4月1日施行)。 「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」において「理工系人材育成に関する産学官行動計画」を策定 (平成28年8月2日)。 社会人の学び直しを推進するための「職業実践力育成プログラム(BP)」認定制度の創設 (平成27年7月31日)。
<p>第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について (平成25年10月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高校教育の質の向上 (達成度テスト(基礎レベル)の創設等) 大学の人材育成機能の強化 大学入学者選抜改革 (達成度テスト(発展レベル)の創設, 多面的・総合的な選抜への転換等) 	<ul style="list-style-type: none"> 中教審「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革」について(答申)取りまとめ(平成26年12月22日), 今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示した「高大接続改革実行プラン」を策定(平成27年1月16日)。「高大接続システム改革会議」において具体的な実行方策等についての「最終報告」取りまとめ(平成28年3月31日)。「最終報告」を踏まえ, 高大接続改革の検討・推進体制を整備(平成28年4月28日)し, 平成29年度初頭の新テストの実施方針の策定・公表に向け, 検討中。(平成28年8月31日には「高等学校基礎学力テスト(仮称)」や「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施時期や採点方法の案を含む「高大接続改革の進捗状況について」を公表。) 高大接続改革関連予算を平成29年度予算案に計上。
<p>第五次提言 今後の学制等の在り方について (平成26年7月3日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小中一貫教育の制度化 高等教育機関における編入学等の柔軟化 実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化 	<ul style="list-style-type: none"> 「学校教育法等の一部を改正する法律」(義務教育学校の制度化, 高等学校専攻科からの大学への編入学の制度化等) (平成27年6月17日成立, 平成28年4月1日施行)。 有識者会議を経て, 中教審「個人の能力と可能性を開花させ, 全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について(答申)」取りまとめ (実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化) (平成28年5月30日)。平成31年度の開学に向け, 第193回通常国会において「学校教育法の一部を改正する法律」が成立 (平成29年5月24日成立, 平成31年4月1日施行予定)。



(2) 全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第九次提言）

教育再生実行会議では，平成27年秋に検討体制を見直し，新たな有識者により，「情報化時代に求められる『多様な個性が長所として肯定され活かされる教育』への転換」についての検討を開始するとともに，新たに，従来の教育再生実行会議有識者が参画する「提言フォローアップ会合」を開催し，これまでの提言の実行状況を点検していくこととしました（[図表 2-1-3](#)）。

図表 2-1-3

教育再生実行会議構成員（第九次提言）及び教育再生実行会議提言フォローアップ会構成員

教育再生実行会議

○閣僚
内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣兼教育再生担当大臣

○オブザーバー
渡海紀三朗 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

○有識者
◎座長 ○副座長

出雲 充（株式会社ユーグレナ代表取締役社長）
伊原木隆太（岡山県知事）
漆 紫穂子（品川女子学院校長）
◎鎌田 薫（早稲田大学総長）
小林 りん（インターナショナルスクール・オブ・アジア軽井沢代表理事）
貞廣 斎子（千葉大学教育学部教授）
三幣 貞夫（千葉県南房総市教育長）
清水 信一（武蔵野東高等専修学校校長）
鈴木典比古（国際教養大学理事長・学長）
坪谷ニューエル郁子（東京インターナショナルスクール理事長）
中邑 賢龍（東京大学先端科学技術研究センター教授）
中室 牧子（慶應義塾大学総合政策学部准教授）
名和 晃平（彫刻家、SANDWICHInc. ディレクター
京都造形芸術大学大学院教授）
細江 茂光（岐阜市長）
堀 義人（グロービス経営大学院学長）
（グロービス・キャピタル・パートナーズ代表パートナー）
○松本 紘（理化学研究所理事長，京都大学前総長）
向井 千秋（東京理科大学副学長，日本学術会議副会長）
湯野川孝彦（株式会社すららネット代表取締役社長）

(平成28年4月1日現在)

教育再生実行会議提言フォローアップ会

○閣僚
内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣兼教育再生担当大臣

○オブザーバー
渡海紀三朗 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

○有識者
◎座長 ○副座長

漆 紫穂子（品川女子学院校長）
大竹 美喜（アフラックアメリカンファミリー生命保険会社創業者）
尾崎 正直（高知県知事）
貝ノ瀬 滋（政策研究大学院大学客員教授）
加戸 守行（前愛媛県知事）
蒲島 郁夫（熊本県知事）
◎鎌田 薫（早稲田大学総長）
川合 真紀（自然科学研究機構 分子科学研究所長，東京大学特任教授）
河野 達信（防府市立華城小学校教頭，前全日本教職員連盟委員長）
佐々木喜一（成基コミュニティグループ代表）
鈴木 高弘（専修大学附属高等学校理事・前校長，
NPO 法人老楽塾理事長）
武田 美保（スポーツ／教育コメンテーター）
○佃 和夫（三菱重工業株式会社相談役）
向井 千秋（東京理科大学副学長，日本学術会議副会長）
八木 秀次（麗澤大学教授）
山内 昌之（東京大学名誉教授，明治大学特任教授）

(平成28年4月1日現在)

この新たな体制の下，平成28年5月に，「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ（第九次提言）」を取りまとめました。この提言では，日本の教育の強みは引き続き大事にしつつ，急速に進む情報化の進展など社会の変化を見通し，一人一人の多様な個性や能力が発揮される，多様性に富んだ社会を築くことが発展への原動力になるとの認識の下，障害や不登校等により，これまでの教育では力を伸ばしきれていなかった子供たちを含め，全ての子供たちの多様な個性が活かされる教育を実現するための取組を提言しています（図表 2-1-4）。また，これまでの提言が確実に実行されるよう，継続的にフォローアップする観点から着実な取組の推進を求めています。

この提言は，学校教育だけでなく，社会全体の在り方に関わるものであり，「一億総活躍社会」の実現の基盤となるものです。今後も，提言内容の具体化に向けて，文部科学省をはじめ関係省庁が協力して取組を進めていくこととしています。

図表 2-1-4 教育再生実行会議「第九次提言」のポイント

1. 多様な個性が生かされる教育の実現

(1) 発達障害など障害のある子供たちへの教育

- 発達障害の早期発見・早期対応のための就学時健診等の見直し
- 個別の支援情報に関する資料の作成・引継ぎの仕組みの構築
- 教員養成で特別支援教育に関する科目の必修化、特別支援学校教諭の同免許状保有の必須化
- 高校での通級指導の制度化と高校への特別支援学級の導入検討 など

(2) 不登校等の子供たちへの教育

- 全小中学校へのスクールカウンセラー、全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置
- 都道府県による不登校特例校の設置支援 など

(3) 学力差に応じたきめ細かい教育

- 教育内容の配当学年にこだわらない、よりきめ細かい習熟度別少数指導の推進
- 個々の子供の学習課題に対応できるデジタル教材の積極的な活用
- 「地域未来塾」など地域の協力が得た学習の場の充実 など

(4) 特に優れた能力を更に伸ばす教育、リーダーシップ教育

- 大学・民間等による突出した能力のある小中学生を対象とした新たな教育プログラムの創設
- 優れた能力を有する不登校等の課題を抱える子供の能力を伸ばす取組の拡大 など

(5) 日本語能力が十分でない子供たちへの教育

- 日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の活用の促進、高校への拡大検討
- 企業や地域とも連携した高校段階でのキャリア教育、進路指導の充実 など

(6) 家庭の経済状況に左右されない教育機会の保障

- 学習塾等に行かなければ希望する大学等へ進歩できる学力が身に付かないということがないように、貧困により学力に課題のある学校への重点支援など公教育の充実と高大接続改革の実現
- 幼児教育無償化の段階的推進、私立中学校生徒への支援検討、大学等での無利子奨学金の拡充、所得連動返還型奨学金制度の具体化、給付型奨学金の検討など教育費負担の軽減 など

(7) これらの取組を効果的に推進するための体制の整備

- 様々な教育施策の分析・検証や実証的な調査等を行う体制の強化
- 新たな施策や先進的な取組の効果等を専門的に検証し、高い効果が認められたものについて全国展開や支援の充実等につなげる「教育再生先導地域（仮称）」の仕組みの検討

2. これまでの提言の確実な実行（提言のフォローアップ）

(1) 提言に基づき、既に法令改正等がなされた事項

➡ 「教育再生」は制度を作って終わりではなく、その狙いが真に達成されているか、制度が形骸化していないかを継続的に確認し、必要なら速やかに軌道修正や見直しを図るべき。

(2) 提言の確実な実行に向けての、当面の特に重要な課題

➡ 当面、特に次の重要事項について、政府における着実な推進を求める。

- ①「選挙権年齢引下げ」への適切な対応
- ②学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携協働
- ③日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革
- ④日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化
- ⑤教育投資・教育財源の充実

(3) 自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）

平成28年10月には、更に教育再生実行会議の体制を見直した上で、「テーマ1：学校・家庭・地域の役割分担と教育力の充実」及び「テーマ2：子供たちの自己肯定感が低い現状を改善するための環境づくり」について検討を開始するとともに、これまでの九次にわたる提言の確実な実行に向けて、継続的にフォローアップを行うこととしました。また、専門的な見地からの議論が必要となる特定の課題について調査及び検討を行うため、教育再生実行会

議専門調査会を設置し（図表2-1-5）、テーマ2について集中的に議論を行いました。

図表2-1-5 教育再生実行会議構成員（平成28年10月～）及び教育再生実行会議専門調査会構成員

教育再生実行会議構成員

○閣僚
内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣兼教育再生担当大臣

○オブザーバー
櫻田 義孝 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

○有識者 ◎座長 ○副座長
◎鎌田 薫 早稲田大学総長
○佃 和夫 三菱重工業株式会社相談役
漆 紫穂子 品川女子学院理事長・中等部校長
大竹 美喜 アフラック創業者
尾崎 正直 高知県知事
加戸 守行 前愛媛県知事
蒲島 郁夫 熊本県知事
川合 眞紀 自然科学研究機構分子科学研究所長
倉田 哲郎 箕面市長
河野 達信 防府市立華城小学校教頭、前全日本教職員連盟委員長
佐々木喜一 成基コミュニティグループ代表
三幣 貞夫 南房総市教育長
鈴木 高弘 専修大学附属高等学校理事・前校長、NPO法人老薬塾理事長
武田 美保 スポーツ/教育コメンテーター
向井 千秋 東京理科大学特任副学長、日本学術会議副会長
八木 秀次 麗澤大学教授
山内 昌之 東京大学名誉教授、明治大学特任教授
山口 香 筑波大学准教授、東京都教育委員会委員、元女子柔道日本代表

（平成29年4月1日現在）

教育再生実行会議専門調査会構成員

○閣僚
文部科学大臣兼教育再生担当大臣
文部科学副大臣
文部科学大臣政務官
文部科学大臣補佐官

○オブザーバー
櫻田 義孝 衆議院議員
富田 茂之 衆議院議員

○有識者 ◎座長 ○副座長
◎鎌田 薫 早稲田大学総長
○佃 和夫 三菱重工業株式会社相談役
漆 紫穂子 品川女子学院理事長・中等部校長
倉田 哲郎 箕面市長
河野 達信 防府市立華城小学校教頭、前全日本教職員連盟委員長
三幣 貞夫 南房総市教育長
山口 香 筑波大学准教授、東京都教育委員会委員、元女子柔道日本代表

○専門調査会有識者

石戸奈々子 NPO法人CANVAS 理事長
伊藤美奈子 奈良女子大学教授
今村 久美 認定NPO法人カタリバ代表理事
齋藤 航 千葉県総合教育研究センター研究指導主事
坂元 章 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授
鈴木みゆき 国立青少年教育振興機構理事長

（平成29年4月1日現在）

この体制の下、平成29年6月に、「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（第十次提言）」を取りまとめました。この提言では、全ての子どもたちが自己肯定感を高め、自信を持って自らの未来を、自らの手で切り拓いていけるようにするために、学校、家庭、地域が抱えている課題等を踏まえつつ、それぞれがどうあるべきかについて、社会総がかりで取り組むべき施策に関して提言しています。

具体的には、まず、テーマ1に関しては、「家庭の教育力の向上」について、幼児教育の無償化の取組の可及的速やかな推進や、教育と福祉の包括的・一体的支援の確実な実施に向けた文部科学省と厚生労働省による連携・協力の実質化、妊娠期からの切れ目のない支援の実現に向けた総合的な家庭教育支援の充実等について言及しています。また、「地域の教育力の向上」については、コミュニティ・スクールの導入促進や地域学校協働活動の推進のほか、学校、家庭、地域が協力して子供を育む雰囲気づくりを目的とした「学校応援週間」、「教師の日」等の取組の推進等について言及しています。さらに、「学校の教育力の向上のための教師の働き方改革」については、「地域による部活動」への転換のための部活動指導員の配置促進や、ICT化の推進等を通じた学校事務の効率化、専科指導の導入等による学校指導体制の充実等について言及するとともに、スピード感を持って、教師の働き方改革についての総合的な検討を進めるよう提言しています。

次に、テーマ2に関しては、各学校が、改訂学習指導要領の前文で示された理念を踏まえ、子供たちの自己肯定感を育むことを目標として掲げつつ、日頃の教育活動を行っていく

ことの重要性を述べた上で、具体的な施策としては、多世代・異年齢交流や体験活動の推進、民間事業者と協働した「ネットいじめ」への相談体制の構築などの取組を進めることを言及しています。

この提言は、学校だけでなく、家庭、地域も含めた社会全体の在り方に関わるものであり、その実現には、教育以外にも、福祉等の様々な分野との連携が不可欠です。提言の着実な実行に向け、今後、文部科学省をはじめとした関係省庁が協力して取組を進めていくこととしています。

図表 2-1-6 教育再生実行会議「第十次提言」のポイント

教育再生実行会議 第十次提言 主なポイント	
「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」	
1. 学校、家庭、地域の役割分担と教育力の向上について	
<p>(1) 学校、家庭、地域の役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域がそれぞれの立場から子供の教育に責任を持ち、その機能を発揮し、相互に連携・協力しながら子供を育てることが重要であり、教育基本法においても、それぞれに係る規定を置き、理念を明示 ・教育基本法の理念を実現するべく、情報技術の発展や就業構造の変化等により生じている家庭や地域の課題をはじめ、今日の社会状況を冷静に、客観的に捉えた上で、具体的な取組を進めることが大切 	<p>(将来にわたっての議論の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一方で、IoTやAIの進展等に伴い生じるライフスタイルの変化等は、家庭や地域、学校に対して確実に影響を与え、家庭や地域は更に変容する可能性 ・今後、家庭や地域の教育力の向上にとって更なる課題が生じることが予想される中、「日本型学校教育」を維持・発展させるには、学校への更なる資源投入が不可欠であり、将来を見据えた国民的議論が必要
(2) 家庭、地域の教育力の向上	
(家庭の教育力)	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法で求められている家庭の役割を、各家庭がしっかりと果たせるよう、家庭教育支援を充実 ・全ての子どもたちが夢と志に向かって頑張ることができるよう、様々な困難を抱える家庭やその子供に対し、教育と福祉の連携・協力の実効性の向上等を通じ、これまでの取組の更なる充実が重要 	
<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育の段階的無償化の取組を可及的速やかに推進 ○教育・福祉の包括的・一体的支援の確実な実施に向け、文部科学省と厚生労働省による連携・協力を実質化 ○妊娠期から就学期以降までの切れ目のない支援の実現に向け、子育て支援施策との連携等による地域における総合的な家庭教育支援や、訪問型家庭教育支援を推進 ○地域ごとの学校休業日の分散化等を通じた、子供が家族や地域で過ごすための環境づくり 	
(地域の教育力)	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりの希薄化といった課題に対応するべく、地域の教育力を掘り起こし、教育基本法において求められている地域の役割を着実に推進 ・学校、家庭、地域の交流の場として学校を活用し、地域の教育力を学校に呼び込むという視点も重要 ・「地域学校協働活動」の推進等を通じて、地域の大人が子供と関わり、コミュニティを再生 	
<ul style="list-style-type: none"> ○社会総がかりでの教育の実現に向け、コミュニティ・スクールの導入促進、関連法令改正の趣旨を踏まえた地域学校協働活動の推進 ○地域住民が自然と集う魅力的なコミュニティ・スペースとして学校を整備・活用することで、地域の力を学校に呼び込み、地域とともに子供を育む環境づくりを実現 ○「学校応援週間」などの取組を通じ、保護者、地域住民、教師が協力して子供を育む雰囲気づくり ○「教師の日」（ユネスコ制定）を設け、学校、家庭、地域のそれぞれがお互いに尊敬・信頼し合えるような環境の構築 ○高校中退者等に対する、就学等のための学習支援や就労等に向けた切れ目のない支援体制の構築 	
(3) 学校の教育力の向上のための教師の働き方改革	
<ul style="list-style-type: none"> ・日本の教師は、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行い、幅広い業務を担っていることが特徴 ・「日本型学校教育」の維持・発展に向け、将来的な社会状況の変化を見据え、人的資源の充実や、学校マネジメントの確立を通じた組織力の強化等の観点からの充実が必要 	
(限界にきている学校教育の現場)	
<ul style="list-style-type: none"> ・今日の学校現場は、いじめや不登校など複雑化・多様化する諸課題への対応が必要 ・平成28年度の教員勤務実態調査（速報値）によると、中学校の「部活動指導」の時間が特に増加しているなど、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界に来ており、業務負担軽減は喫緊の課題 ・国は、教師が担うべき業務の精選・明確化等を通じ、スピード感を持って、教育の質の向上や教師の負担軽減に向けた教師の働き方改革について総合的に検討 	
<p>(チーム学校の実現)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターがその業務に専念するための教師の配置の充実 ○教師とスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフが円滑に連携・協力できるよう、教師が連携に必要な基本的な知識を身に付けられることを目的とした研修等の充実 ○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進による教育相談機能の強化 	<p>(学校部活動改革、学校事務の効率化等を通じた教師の負担軽減)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「学校による部活動」から「地域による部活動」に転換するべく、部活動指導員の配置の促進のほか、指導者の資格の在り方や地域単位での部活動を行える環境づくりについて検討 ○統合型校務支援システムの導入などICT化の推進や事務の共同実施による学校事務の効率化 ○専科指導の導入や、専門的な知識等を持つ外部人材活用の推進等による学校指導体制の充実

2. 子供たちの自己肯定感を育む

- 各学校が、改訂学習指導要領の前文で示された理念を踏まえ、子供たちの自己肯定感を育むことを目標として掲げつつ、日頃の教育活動を行っていくことが大切
- 子供たちが自信を持って成長し、より良い社会の担い手となるよう、子供たちの自己肯定感を育む取組を進めていくことが必要
- 自己肯定感は、以下の二つの側面から捉えることが可能
 - ① 勉強やスポーツ等を通じた競い合いなど、自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感などを通じて育まれる自己肯定感
 - ② 自分のアイデンティティに目を向け、短所を含めた自分らしさや個性を冷静に受け止めることで身に付けられる自己肯定感
- 何事にも積極的に挑戦し、自らを高めていく姿勢を身に付けること、**「自分らしさ」を見失うことなく、リラックスして臨み、自らの力を最大限発揮できるようになること**の両方が重要
- 良いところは積極的に褒め、叱るべきときは叱るなど、大人が愛情を持って関与することが重要

- 幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの配置等**を通じた推進体制の構築
- 「早寝早起き朝ごはん」など、全ての子供の**生活習慣改善に向けた家庭教育支援の推進**
- 地域学校協働活動推進員の配置や研修を促進し**、学校内外での**多世代交流・異年齢交流等**を推進
- 青少年教育施設などの地域資源の活用や、民間機関等との連携による**体験活動の積極的推進**
- 民間事業者と協働した**「ネットいじめ」への相談体制の構築**
- 様々な課題を抱える子供など全ての子供が**安全・安心に学べる放課後等の居場所づくりの推進**
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた、**学習指導体制の充実や業務改善の推進**

3. これまでの提言の確実な実行に向けて（提言のフォローアップ）

- 教育再生実行会議では、これまで九次にわたる提言を行うとともに、その提言が着実に、かつスピード感を持って実行されているかどうかの観点からフォローアップを実施
- 第一次提言から今日まで、実行会議の提言を基に、法令改正や予算事業化といった様々な形で教育再生の実現に向けた取組が進められており、一定の成果を挙げているところ
- 一方で、子供たちの誰もが夢に向かって頑張ることができる国創りを真に実現するには、法令改正等をして終わりではなく、提言の理念が教育現場に浸透し、日々の教育活動に反映されているか等を不断に検証し、フォローアップを続けていくことが大切

(1) 提言に基づき、既に法令改正等がなされた事項

- ◆教師の養成・採用・研修の一体改革（第五次、第七次提言）
- ◆学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）の努力義務化及び地域学校協働活動の推進（第六次提言）
- ◆大学の教育研究力強化に向けた「指定国立大学法人制度」（第三次提言）
- ◆実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の創設（第五次提言）
- ◆給付型奨学金の創設
- ◆障害のある児童生徒や日本語能力に課題のある児童生徒への特別の指導を担当する教職員の基礎定数化
- ◆都道府県による「不登校特例校」及び「夜間中学」の設置の促進（以上、第九次提言）

(2) 提言の確実な実行に向け、特に注視する必要がある重要事項

- 制度を作って終わりではなく、教育再生が真に実行あるものとなるよう、特に次の事項について、政府において着実に取組が推進されることを期待

- ①教育投資・教育財源の充実
- ②学習指導要領の改訂・着実な実施
- ③学校教育の中核である教師の資質向上、学校の組織運営改革、学校と地域の連携・協働
- ④全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育
- ⑤日本の教育を変える「高大接続」改革、大学入学者選抜制度改革
- ⑥日本の「知」を牽引すべき大学の教育研究力の強化
- ⑦「選挙権年齢引下げ」への適切な対応

第2節

教育振興基本計画に基づく教育施策の推進

1 はじめに

平成18年に「教育基本法」が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。この理念の実現に向けて、「教育基本法」の規定に基づいて、政府の教育に関する総合的な計画として策定されたものが「教育振興基本計画」です。20年に政府は初めての「教育振興基本計画」を策定し、その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、25年6月に「第2期教育振興基本計画」を策定しました。「第2期教育振興基本計画」は、25年度から29年度の5年間を計画期間としています。また、28年4月からは、30年度から34年度の5年間を計画期間とする「第3期教育振興基本計画」の策定について、中央教育審議会で審議を行っています。

文部科学省では、「教育振興基本計画」に基づいて、「教育基本法」の理念の実現に向けた

諸施策に取り組んでいます。

2 第2期教育振興基本計画

(1) 我が国における今後の教育の全体像

「第2期教育振興基本計画」では、社会の現状として、少子高齢化やグローバル化など、我が国を取り巻く諸情勢の急激な変化に伴い、社会全体の活力の低下や我が国の国際的な存在感の低下などが懸念される中、東日本大震災の発生によってこれらの問題が一層顕在化・加速化した正に危機的な状況にあると述べています。一方で、我が国が直面する危機を乗り越え、我が国の強みも活かしつつ、持続可能で活力ある社会を構築していくための方向性として、「自立」、「協働」、「創造」の三つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指すこととしています。そして、このような社会の実現によって、個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善、社会全体の生産性の向上、一人一人の絆の確保が図られ、我が国が直面する危機が回避されるとしています。その上で、こうした社会の実現に向けた教育行政の方向性として、

- ①社会を生き抜く力の養成
- ②未来への飛躍を実現する人材の養成
- ③学びのセーフティネットの構築
- ④絆づくりと活力あるコミュニティの形成

といった生涯の各段階を貫く四つの基本的方向性を打ち出しています（図表2-1-7）。

また、これらの方向性を実現するための裏付けとなる教育投資の在り方について、

- ①協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
- ②家計における教育費負担の軽減
- ③安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）

といった点を中心に充実を図ることとしています。

さらに、グローバル化が一層進行する中で、とりわけ天然資源の乏しい我が国においては人材こそが社会の活力増進のための最大の資源です。先に述べた3点の充実を図ることなどを通じて、様々な強みを伸長しつつ我が国の成長を支え、国際的に通用する人材を育成する必要性が一層高まっており、教育の再生は最優先の政策課題の一つであると結論付けています。

このような状況を踏まえて、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現に向けて、経済開発協力機構（OECD）諸国をはじめとする諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考としつつ、「第2期教育振興基本計画」の期間内においては、各成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要であるとしています。

第2期教育振興基本計画第1部総論概要～我が国の危機回避に向けた四つの基本的方向性～

※教育振興基本計画：教育基本法第17条第1項に基づき政府が策定する。教育の振興に関する総合計画（第2期計画期間：平成25～29年度）

教育行政の**四つの基本的方向性**

⇒改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理。

1. **社会を生き抜く力の養成**

～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力へ
→「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. **未来への飛躍を実現する人材の養成**

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材へ
→創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. **学びのセーフティネットの構築**

～誰もがアクセスできる多様な学習機会をへ
→教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. **絆づくりと活力あるコミュニティの形成**

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環へ
→学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

（共通理念）
◆教育における多様性の尊重 ◆ライフステージに応じた「縦」の接続
◆社会全体の「横」の連携・協働 ◆現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

（教育投資の在り方）
◆現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
・家計における教育費負担の軽減
・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）
◆教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

（危機回避シナリオ）

○個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善（若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長）
○社会全体の生産性向上（グローバル化に対応したイノベーションなど）
○一人一人の絆の確保（社会関係資本の形成）
⇒一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的状況

相互に関連

<p>○少子化・高齢化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少（2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。） ・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大 → 社会全体の活力低下 	<p>東日本大震災により、産業化・加速化</p>	<p>○地域社会、家族の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下 ・価値観・ライフスタイルの多様化 → 個々人の孤立化、規範意識の低下
<p>○グローバル化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・モノ・金・情報等の流動化 ・「知識基盤社会」の本格的到来 ・新興国の台頭等による国際競争の激化 ・生産拠点を海外移転による産業空洞化 → 我が国の国際的な存在感の低下 		<p>○格差の再生産・固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済格差の横行→教育格差→教育格差の再生産・固定化（同一世代内、世代間） → 一人一人の意欲減退、社会の不安定化
<p>○雇用環境の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終身雇用・年功序列等の変容 ・企業内教育による人材育成機能の低下 → 失業率、非正規雇用の増加 		<p>○地球規模の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

一方で・・・
【我が国の様々な強み】
○多様な文化・芸術や優れた感性 ○科学技術、「ものづくり」の基盤技術
○勤労性・協調性、思いやりの心 ○基礎的な知識技能の平均レベルの高さ ○人の絆

【震災の教訓（危機打開に向けた手掛かり）】

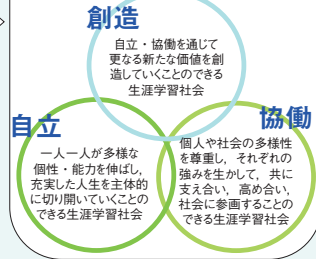
○諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
○イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
○安心して必要能力を身に付けられる環境
○人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

○第1期計画で掲げた「10年を以て目指すべき教育の姿」の達成は**いまだ途上**。
・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
・一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
→背景には、
【「個々人の多様な強みを引き出す」という視点】
【学校段階間や学校・社会生活間の接続】
【十分なPDCAサイクル】の不足など

今後の社会の方向性

⇒「自立、協働、創造」の三つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築



(2) 実施すべき教育上の方策とその総合的かつ計画的な推進

「第2期教育振興基本計画」の第2部各論では、今後5年間に実施すべき教育上の方策について示しています。第1部総論で打ち出した四つの基本的方向性に、それぞれ8の成果目標とこれを測る成果指標、それらの実現に向けた30の具体的な施策を掲げて、「4のビジョン（基本的方向性）、8のミッション（成果目標）、30のアクション（基本施策）」として体系的に整理しています。

なお、四つの基本的方向性のいずれにも関係すると考えられる方策は、「四つの基本的方向性を支える環境整備」として位置付け、東日本大震災からの復旧・復興支援も一つの柱として整理しています（図表2-1-8）。

図表 2-1-8 第2期教育振興基本計画（各論）

～4のビジョン, 8のミッション, 30のアクション～
(基本的方向性) (成果目標) (基本施策)

(★成果指標の例、◆基本施策の例)

1 社会を生き抜く力の養成

1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）
⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

★国際的な学力調査でトップレベルに
★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善など

- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道徳教育の推進（「心のノート」の充実・配布、道徳の教科化の検討）
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上（養成・採用・研修の一体的な改革）
- ◆全国学力・学習状況調査（全数調査の継続実施）
- ◆子供の成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

2 課題探求能力の修得（大学～）
⇒ どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

★学生の学修時間の増加（欧米並みの水準）など

- ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換（アクティブラーニング、教員サポート等）
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続（高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換） など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）
⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進（評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など） など

4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況（就職率、早期離職率等）の改善に向けた取組の増加（インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増）など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実 ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化（就職・採用活動開始時期の変更等）
- ◆社会人（キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など）の学び直しの機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

★大学の国際的な評価の向上 ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
★日本人の海外留学者数・外国人留学生数の増加など

- ◆高校段階における早期卒業制度の検討 ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流（意欲と能力のある全ての若者に留学機会を実現等）・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
- ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

★経済状況によらない進学機会の確保
★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など

- ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減（幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生等への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実）
- ◆挫折や困難を抱えた子供、若者の学び直しの機会を充実 など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

★学校施設の耐震化率の向上（公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など）
★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など

- ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
- ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

4 絆つくりと活力あるコミュニティの形成

8 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

★全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築 ★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大 ★全学校等で評価、情報提供 など

- ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及 ◆大学等のセンターオブコミュニティ構想（COC構想）の推進 ◆家庭教育支援体制の強化 など

四つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革 ◆きめ細かく質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の確立と施設整備 ◆私立学校の振興 ◆社会教育推進体制の強化 など

東日本大震災からの
復旧・復興支援

また、「第2期教育振興基本計画」では、施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項として、的確な情報の発信と国民の意見等の把握・反映、進捗状況の点検及び計画の見直しを示しています。その際には、計画中に掲げられた成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況について、データに基づく客観的な検証を行うことによって課題等を認識し、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）を確立することが必要です。こうした観点から、「第2期教育振興基本計画」の現在の進捗状況を適切に把握し、今後の各時点における進捗状況の検証に活かすため、中央教育審議会に設置された教育振興基本計画部会において「第2期教育振興基本計画」の進捗状況の客観的な点検が行われています。

3 第3期教育振興基本計画の策定について

平成28年4月に、30年度から34年度を対象年度とする「第3期教育振興基本計画」の策定について中央教育審議会に諮問が行われました。諮問の内容は大きく2点あり、1点目は「2030年以降の社会の変化を見据えた、教育政策の在り方について」、2点目は「各種教育施策について、その効果の専門的・多角的な分析、検証に基づき、より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について」です。

諮問内容に基づいて、教育振興基本計画部会において審議が行われ、平成29年1月には、

教育をめぐる現状と課題を踏まえ、

- 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 教育政策推進のための基盤を整備する

の五つの今後の教育政策に関する基本的な方針を示した、「第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方」が取りまとめられました。今後、29年中の答申取りまとめに向けて内容を充実していく必要があるとされています。

図表 2-1-9 第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（概要）

第3期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（概要）	
<p>コンセプト 現行計画の理念を引き継ぎつつ、現行計画の進捗状況を踏まえた課題や2030年以降の社会の変化を見据えた課題等へ対応していくための計画策定に向けた現時点での考え方。現行計画の更なるフォローアップや、国際的な視点から見た日本の強み、弱み等を踏まえつつ、答申に向け内容を充実</p>	
<p>I 教育をめぐる現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育の使命 改正教育基本法の目的・理念を踏まえ、「教育立国」の実現に向け更なる取組を進めていく必要 2 これまでの成果と課題 (成果) 世界トップレベルの学力の維持・都道府県単位の学力の底上げ、学校と地域との組織的な連携・協働などの進展、学校施設の耐震化等 (課題) 目標や自信を持ち、主体的に取り組むこと、他者への理解を促進すること、健康の確保や体力の向上、社会人の学び直し、グローバル化への対応、教育費負担の軽減等、更なる取組が必要 3 教育の目指すべき姿 (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成 (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展 4 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題 少子高齢化の進展に伴う就学・就業構造の変化、技術革新やグローバル化の進展に伴う産業構造や社会システムの変化、子供の貧困など格差の固定化、地域間格差など地域課題、子供自身や家庭、学校など子供を取り巻く状況変化に対し、教育が大きな役割を果たしていく必要 5 国際的な教育政策の動向 	<p>II 今後の教育政策に関する基本的な方針</p> <p>※他分野の政策と連携を図りつつ、様々な主体と連携・協働して取組を推進する ※施策の目的や性質に応じ、いわゆるエビデンスに基づくPDCAサイクルを確立する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 課題を抱えた人を含む全ての人に対して、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、よりよい人生を送るとともに社会に主体的に関わるための基礎・基本を学校・地域が連携・協働して保障し、自信を持って自らの可能性に挑戦していくことができるようにする 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 基礎・基本を前提に、優れた才能の伸長を含め、それぞれの得意な分野での個性や能力を最大限に伸ばしていく 3 生涯学び、活躍できる環境を整える 働きながら学び直すことや、障害者の自己実現を目指す生涯学習の推進、人生100年を見据えた「二つ目の人生を生きる力」の養成など、全ての人が継続して学習できる環境を整える 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 家庭の経済状況や地理的条件等にかかわらず、全ての人が教育を受けられるようにする 5 教育政策推進のための基盤を整備する 教育政策を推進するため、良好で質の高い教育基盤を整備する
<p>III 国民・社会の理解が得られる教育投資の充実・教育財源の確保</p> <p>※教育の目指すべき姿の実現に向け、教育再生を進めていくためには、教育投資の効果や必要性を社会に示して「教育は未来への先行投資である」という理解を醸成し、財源を確保しつつ、教育投資を充実することが不可欠であり、その在り方について、今後、教育振興基本計画部会において検討を深める</p>	

第3節 教育施策の総合的推進のための調査研究

国立教育政策研究所は、教育政策に関する総合的な国立の研究機関として、初等中等教育から高等教育、生涯学習、文教施設までの教育行政全般にわたって、将来の政策形成のための先行的調査や既存の施策の検証など、教育改革の裏付けとなる基礎的な調査研究を進めています。また、国際的な共同研究に我が国の代表として参画するほか、児童生徒の学力の全国的な実態把握、教育委員会や学校と連携した調査研究、教育課程や生徒指導・進路指導に関する国内の教育関係者への情報提供など、幅広い活動を展開しています。

また、平成28年4月には、幼児教育に関する効果的な研究活動を遂行するために、国内の調査研究ネットワークの拠点として、新たに「幼児教育研究センター」を設置しました。

1 政策課題に対応した調査研究

平成28年度は、外部の研究者や行政担当者などが幅広く参画するプロジェクト研究として、例えば、アクティブ・ラーニングなど資質・能力を育成するための指導方法やその評価の在り方について検討する「資質・能力を育成する教育課程の在り方に関する研究」を行いました。また、既存の国内データの分析を通して教育効果に関する新たな実証研究を行う「教育の効果に関する調査研究」などの調査研究を行いました。

2 専門的事項に関する調査研究及び教育活動支援

平成28年度は、児童生徒の学力の実態などを把握するための「全国学力・学習状況調査」*¹において教科に関する調査の問題を作成しました。そして、その調査結果の分析を行い、教育委員会、学校等の指導の改善、充実に資するよう、「解説資料」、「報告書」、「授業アイデア例」*²を作成しました。このほか、教育委員会等を対象とした説明会の開催、教育委員会が主催する研修会等への学力調査官等の派遣などにより、調査結果の普及や指導、助言を行いました。

また、学習指導要領の実施状況を把握し、改訂に必要な資料を得るために実施した学習指導要領実施状況調査の結果の分析を進めました。加えて、研究指定校事業において、効果的な教育課程の編成や指導方法の改善充実に関する実践的な研究を推進し、研究協議会等においてそれらの成果の普及を図っています。

さらに、いじめや不登校の問題、キャリア教育、幼児教育、社会教育や学校施設に関する調査研究を踏まえ、各種の指導資料や参考資料を作成し配布するほか、各種の研修事業等を実施しています。

3 国際共同研究等

国立教育政策研究所は、経済協力開発機構（OECD）が実施する「生徒の学習到達度調査（PISA：ピザ）」、「国際教員指導環境調査（TALIS：タリス）」のほか、国際教育到達度評価学会（IEA：International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が実施する「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS：ティムズ）」などの国際的な比較研究において日本代表機関として参画し、これらの問題の作成、調査の実施、結果の分析などを

*¹ 参照：第2部第4章第1節 ②（1）、（2）

*² 参照：<http://www.nier.go.jp/16chousa/16chousa.htm>
<http://www.nier.go.jp/16chousakekkahoukoku/index.html>
<http://www.nier.go.jp/jugyourei/index.htm>

担当しています。

TIMSSは日本では小学校4年生、中学校2年生の児童生徒を対象として、算数・数学、理科について、筆記型調査により実施されました。PISAは日本では高校1年生を対象に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーについて実施され、2015（平成27）年調査からコンピュータ使用型調査に移行されました。また、TIMSSは学校で学んだ知識や技能等がどの程度習得されているかを調査するのに対し、PISAは将来生活していく上で必要とされる知識や技能がどの程度身に付いているかを評価することを目的としています。

平成28年度は、11月にTIMSSの2015（平成27）年調査（以下、「TIMSS2015」という。）、12月にPISAの2015（平成27）年調査（以下、「PISA2015」という。）の結果を公表しました。

（1）IEA国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2015）の結果

TIMSS 2015の結果によると、日本の小学校4年生算数の平均得点は593点であり、シンガポール、香港、韓国、台湾に次いで高く、小学校4年生理科の平均得点は569点であり、シンガポール、韓国に次いで高くなっています。また、日本の中学校2年生数学の平均得点は586点であり、シンガポール、韓国、台湾、香港に次いで高く、中学校2年生理科の平均得点は571点であり、シンガポールに次いで高くなっています（図表2-1-10）。

過去の調査との比較を見ると、小学校4年生算数・理科及び中学校2年生理科については、1995（平成7）年以降の全ての調査より統計的に有意に高く、中学校2年生数学については、1999（平成11）年以降の調査より統計的に有意に高くなっています。

図表 2-1-10 TIMSS2015 平均得点上位10か国・地域

順位	小学校4年生算数		小学校4年生理科		中学校2年生数学		中学校2年生理科	
	国/地域（49か国）		国/地域（47か国）		国/地域（39か国）		国/地域（39か国）	
1	シンガポール	618	シンガポール	590	シンガポール	621	シンガポール	597
2	香港	615	韓国	589	韓国	606	日本	571
3	韓国	608	日本	569	台湾	599	台湾	569
4	台湾	597	ロシア	567	香港	594	韓国	556
5	日本	593	香港	557	日本	586	スロベニア	551
6	北アイルランド	570	台湾	555	ロシア	538	香港	546
7	ロシア	564	フィンランド	554	カザフスタン	528	ロシア	544
8	ノルウェー（5年）	549	カザフスタン	550	カナダ	527	イングランド	537
9	アイルランド	547	ポーランド	547	アイルランド	523	カザフスタン	533
10	イングランド	546	アメリカ	546	アメリカ	518	アイルランド	530

算数・数学に対する態度については、小・中学校共に「算数・数学は楽しい」と思う児童生徒の割合は増加し、中学校においては国際平均との差が縮まっている傾向が見られましたが、「算数・数学は得意だ」と思う児童生徒の割合は横ばいでした。さらに、中学校においては、「日常生活に役立つ」、「将来、自分が望む仕事につくために、良い成績をとる必要がある」と思う生徒の割合が増加し、国際平均との差が縮まっている傾向が見られました。

理科に対する態度については、小学校においては「理科は楽しい」と思う児童が約9割と国際平均を上回っており、中学校においては「理科は楽しい」と思う生徒の割合が増加し、国際平均との差が縮まっている傾向が見られました。また、小学校においては、「理科が得意だ」と思う児童の割合は増加している傾向が見られ、中学校においては、「日常生活に役立つ」、「将来、自分が望む仕事につくために、良い成績をとる必要がある」と思う生徒の割

合が増加し、国際平均との差が縮まっている傾向が見られました*³。

(2) OECD生徒の学習到達度調査 (PISA2015) の結果

PISA2015の結果によると、日本の科学的リテラシーの平均得点は538点であり、シンガポールに次いで高く、2006（平成18）年以降の調査との比較では統計的な有意差はありません。日本の読解力の平均得点は516点であり、シンガポール、香港、カナダ、フィンランド、アイルランド、エストニア、韓国に次いで高くなっています。2012（平成24）年調査との比較では22点低く、統計的な有意差があり、2009（平成21）年調査との比較では統計的な有意差はありません。日本の数学的リテラシーの平均得点は532点であり、シンガポール、香港、マカオ、台湾に次いで高く、2003（平成15）年以降の調査との比較では統計的な有意差はありません（[図表 2-1-11](#)）。

図表 2-1-11 PISA2015 参加国・地域（72 国・地域）における平均得点の国際比較

	科学的リテラシー	平均得点	読解力	平均得点	数学的リテラシー	平均得点
1	シンガポール	556	シンガポール	535	シンガポール	564
2	日本	538	香港	527	香港	548
3	エストニア	534	カナダ	527	マカオ	544
4	台湾	532	フィンランド	526	台湾	542
5	フィンランド	531	アイルランド	521	日本	532
6	マカオ	529	エストニア	519	北京・上海・江蘇・広東	531
7	カナダ	528	韓国	517	韓国	524
8	ベトナム*	525	日本	516	スイス	521
9	香港	523	ノルウェー	513	エストニア	520
10	北京・上海・江蘇・広東	518	ニュージーランド	509	カナダ	516
11	韓国	516	ドイツ	509	オランダ	512
12	ニュージーランド	513	マカオ	509	デンマーク	511
13	スロベニア	513	ポーランド	506	フィンランド	511
14	オーストラリア	510	スロベニア	505	スロベニア	510
15	イギリス	509	オランダ	503	ベルギー	507
	OECD平均	493	OECD平均	493	OECD平均	490
	信頼区間*（日本）：533-544		信頼区間（日本）：510-522		信頼区間（日本）：527-538	

※灰色の国・地域は非OECD加盟国・地域を表す。

※ベトナムは筆記型で調査を行った。

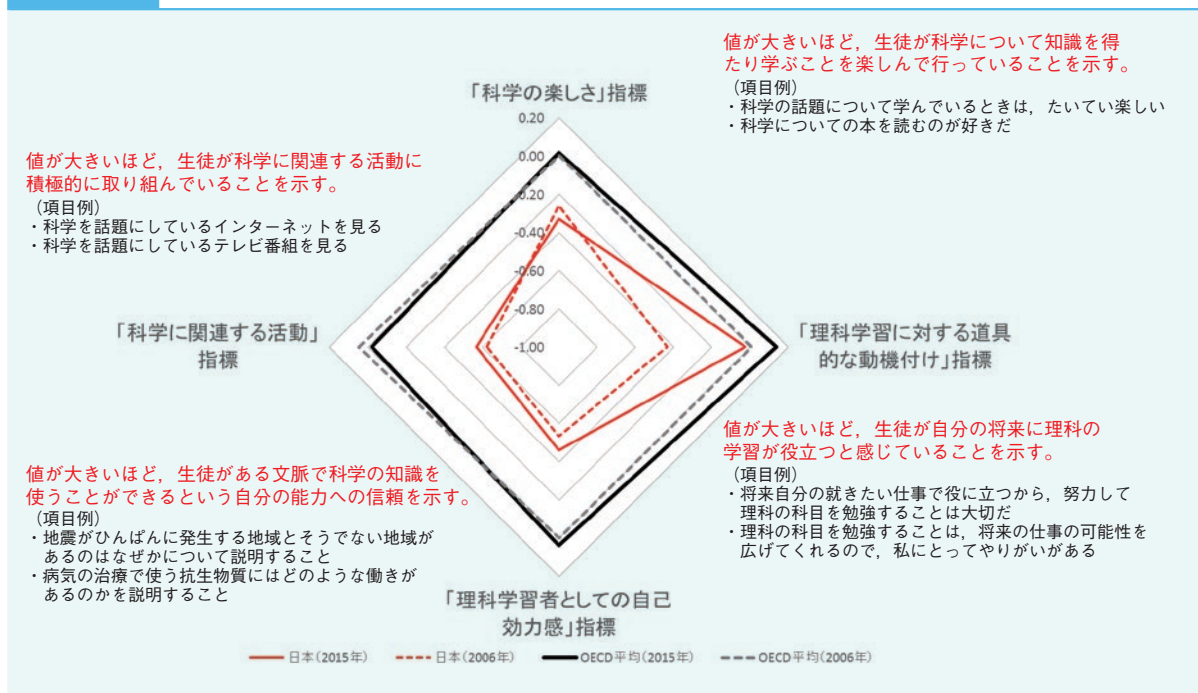
※信頼区間は母集団の平均値が存在すると考えられる得点の幅を表す。PISA調査は標本調査であり、母集団を推定しているため、1回の調査で得られる平均値について、一定の幅をもって考える必要がある。

[図表 2-1-12](#)は生徒の科学に対する態度について、2006（平成18）年調査との経年比較が可能な四つの指標をレーダーチャートで示したものです。日本の生徒はOECD平均と比較すると指標の値が小さく、2006（平成18）年と比較すると「科学の楽しさ」指標の値が有意に減少しましたが、「理科学習に対する道具的な動機付け」、「理科学習者としての自己効力感」、「科学に関連する活動」の三つの指標の値は、有意に増加しました*⁴。

*³ 参照：第2部第4章第1節 [2](#)（4）

*⁴ 参照：第2部第4章第1節 [2](#)（3）

図表 2-1-12 生徒の科学に対する態度



4 研究活動等の成果の公開

国立教育政策研究所の研究・事業活動に関する報告書などは、国立教育政策研究所のウェブサイトや同研究所の図書館などで広く公開しています。また、シンポジウムの開催や全国の教育研究所で構成される全国教育研究所連盟の大会などを通じて、教育関係者に対して幅広く研究活動等の成果の普及に努めています。

平成28年度は、幼児教育研究センターを新たに設置したこと、幼児教育140年の節目を記念し、幼児教育の質を高め幼児教育政策に資する研究の在り方や、保育者の資質向上を支える研修の在り方、同センターと他機関との協働等について考えるシンポジウム「幼児教育の質の向上を支える研究と研修の在り方を考える～幼児教育140年の歴史から未来を考える～」を開催しました。

また、いじめの未然防止に関する国内外の取組事例の紹介や、これからの学校が今後力を注ぐべきいじめ対策の在り方について諸外国の専門家と共に考える国際シンポジウム「いじめを生まない学校づくり」を開催しました。

